

作業規程の準則 解説と運用(第4刷)

正 誤 表

平成22年3月30日

該当頁・行	正	誤
P116 下から2行目	品質評価表及び精度管理表	品質評価表
P149 下から10行目		
P175 下から7行目		
P232 上から3行目		
P256 下から3行目		
P266 下から3行目		
P281 下から3行目		
P308 下から3行目		
P340 下から3行目		
P350 下から3行目		
P361 下から5行目		
P459 下から3行目		

作業規程の準則 解説と運用（第4刷）

正 誤 表

平成 22 年 3 月 15 日

ページ	行	正	誤																																
65	上から 14 行目 表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>倍角差</th> <th>観測差</th> <th>セット間較差 T1-T2 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>15"</td> <td>8"</td> <td>5"</td> </tr> <tr> <td>2 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>30"</td> <td>20"</td> <td>15"</td> </tr> <tr> <td>3 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>60"</td> <td>40"</td> <td>30"</td> </tr> </tbody> </table>	機 器 区 分	倍角差	観測差	セット間較差 T1-T2	1 級トータルステーション、セオドライト	15"	8"	5"	2 級トータルステーション、セオドライト	30"	20"	15"	3 級トータルステーション、セオドライト	60"	40"	30"	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>倍角差</th> <th>観測差</th> <th>セット間較差 T1-T2 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>10"</td> <td>5"</td> <td>3"</td> </tr> <tr> <td>2 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>30"</td> <td>20"</td> <td>12"</td> </tr> <tr> <td>3 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>60"</td> <td>40"</td> <td>20"</td> </tr> </tbody> </table>	機 器 区 分	倍角差	観測差	セット間較差 T1-T2	1 級トータルステーション、セオドライト	10"	5"	3"	2 級トータルステーション、セオドライト	30"	20"	12"	3 級トータルステーション、セオドライト	60"	40"	20"
機 器 区 分	倍角差	観測差	セット間較差 T1-T2																																
1 級トータルステーション、セオドライト	15"	8"	5"																																
2 級トータルステーション、セオドライト	30"	20"	15"																																
3 級トータルステーション、セオドライト	60"	40"	30"																																
機 器 区 分	倍角差	観測差	セット間較差 T1-T2																																
1 級トータルステーション、セオドライト	10"	5"	3"																																
2 級トータルステーション、セオドライト	30"	20"	12"																																
3 級トータルステーション、セオドライト	60"	40"	20"																																
65	上から 21 行目 表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>10"</td> </tr> <tr> <td>2 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>30"</td> </tr> <tr> <td>3 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>60"</td> </tr> </tbody> </table>	機 器 区 分	許容範囲	1 級トータルステーション、セオドライト	10"	2 級トータルステーション、セオドライト	30"	3 級トータルステーション、セオドライト	60"	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>7"</td> </tr> <tr> <td>2 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>30"</td> </tr> <tr> <td>3 級トータルステーション、セオドライト</td> <td>60"</td> </tr> </tbody> </table>	機 器 区 分	許容範囲	1 級トータルステーション、セオドライト	7"	2 級トータルステーション、セオドライト	30"	3 級トータルステーション、セオドライト	60"																
機 器 区 分	許容範囲																																		
1 級トータルステーション、セオドライト	10"																																		
2 級トータルステーション、セオドライト	30"																																		
3 級トータルステーション、セオドライト	60"																																		
機 器 区 分	許容範囲																																		
1 級トータルステーション、セオドライト	7"																																		
2 級トータルステーション、セオドライト	30"																																		
3 級トータルステーション、セオドライト	60"																																		
65	上から 34 行目 表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 項 目</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土地理院比較基線場基線長との比較(1 級、2 級)</td> <td>20mm</td> </tr> <tr> <td>50m 比較基線場</td> <td>20mm</td> </tr> </tbody> </table>	測 定 項 目	許容範囲	国土地理院比較基線場基線長との比較(1 級、2 級)	20mm	50m 比較基線場	20mm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 項 目</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土地理院比較基線場基線長との比較(1 級、2 級)</td> <td>15mm</td> </tr> <tr> <td>50m 比較基線場</td> <td>15mm</td> </tr> </tbody> </table>	測 定 項 目	許容範囲	国土地理院比較基線場基線長との比較(1 級、2 級)	15mm	50m 比較基線場	15mm																				
測 定 項 目	許容範囲																																		
国土地理院比較基線場基線長との比較(1 級、2 級)	20mm																																		
50m 比較基線場	20mm																																		
測 定 項 目	許容範囲																																		
国土地理院比較基線場基線長との比較(1 級、2 級)	15mm																																		
50m 比較基線場	15mm																																		

作業規程の準則 解説と運用（第4刷）

正 誤 表

平成21年12月11日

ページ	行	正	誤
324	上から18行目	「 <u>調整用基準点</u> 」という。）	「調整基準点」という。）
324	下から14行目	5 <u>調整用基準点</u> の設置場所は、所定の…	5 調整基準点の設置場所は、所定の…
403	上から9行目	5 観測は、往路においては中心杭高、 <u>中心杭・縦断変化点杭</u> の…	5 観測は、往路においては中心杭高、中心杭、縦断変化点杭の…

作業規程の準則 解説と運用（第4刷）

正 誤 表

平成21年9月7日

	正	誤
P94 下から21行目	$\Delta x, \Delta y, \Delta z$: 偏心補正量 (③で計算した値を使用する)	$\Delta x, \Delta y, \Delta z$: 偏心補正量 (3.2.4で計算した値を使用する)
P96 下から2行目～ P97 上から4行目まで削除	<p>2) 投影補正</p> <p>距離の計算においては、点間距離を準拠楕円体上とするために標高にジオイド面までの高さであるジオイド高を加えた楕円体高を用いて補正すると規定し、そのジオイド高は、各既知点のジオイド高を平均した値を用いることとしている。</p>	<p>2) 投影補正</p> <p>トータルステーション等を用いる測量は、鉛直線を基準に観測しており、基準点の水平位置を厳密に準拠楕円体上で表すには、角の観測値に鉛直線偏差を補正する必要がある。しかし、公共測量が実施される多くの地域では、鉛直線偏差の傾きは10秒以下であり、公共測量が求める測量精度への影響は小さいと考えられることから鉛直線偏差の補正は規定していない。ただし、鉛直線偏差と点間の比高差が大きい地域では注意が必要であり、国土地理院では、法第36条の計画書届出に対する助言を行うこととしている。</p> <p>距離の計算においては、点間距離を準拠楕円体上とするために標高にジオイド面までの高さであるジオイド高を加えた楕円体高を用いて補正すると規定し、そのジオイド高は、各既知点のジオイド高を平均した値を用いることとしている。</p>
P99 下から5行目～ 下から2行目まで削除	<p>フィックス解とは、最小二乗法により整数値バイアスと未知点の座標を同時に未知数として解いた後で整数化したバイアスを固定し、再度最小二乗法により基線ベクトルを計算して得られた基線解をいう。</p> <p><u>基線解析</u>の精度を示す統計的な指標には、標準偏差及びバイアス決定比（レシオ）がある。</p>	<p>フィックス解とは、最小二乗法により整数値バイアスと未知点の座標を同時に未知数として解いた後で整数化したバイアスを固定し、再度最小二乗法により基線ベクトルを計算して得られた基線解をいう。</p> <p>10mを超えない基線でフィックス解が得られずにフロート解（最小二乗法により整数値バイアスと未知点の座標を同時に未知数として解いた後、整数化したバイアスが固定できず基線ベクトルを計算して得られた基線解）の場合やデータ棄却率が30%を超えるような場合は、解析結果の信頼性はかなり低いため再測が必要である。</p> <p>また、基線解析の精度を示す統計的な指標には、標準偏差及びバイアス決定比（レシオ）がある。</p>
P207 下から10行目	六 設置完了後、…	ホ 設置完了後、…